

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準について

2026年現在のガイドラインに基づくと、新型コロナウイルス感染症の「人にうつす可能性がある期間（感染可能期間）」と、それに伴う「外出を控える推奨期間」は以下の通りです。

1. 人にうつす可能性がある期間

- ・ 発症の2日前から発症後10日間程度：ウイルスを排出している可能性がある期間です。
- ・ 特に強い感染力：発症から5日間は非常に感染力が強く、ウイルス排出量も多いとされています。

2. 出席停止期間（学校保健安全法施行規則）

- ・ **発症した後日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで**

・ 発症日を0日目として5日間、かつ症状が軽快（解熱し、喉の痛みなどが改善）してから24時間が経過するまでは、出席停止となります。

3. 潜伏期間（感染から発症まで）

- ・ 平均 2~3日程度：近年の変異株では、感染から発症までの期間が短くなる傾向にあります。
- ・ 最長 10~14日：稀に発症が遅れるケースもありますが、多くは1週間以内に発症します。

【新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表】

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	軽快	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校	
発症	発熱	軽快	出席停止	出席停止	出席停止	登校	
発症	発熱	発熱	軽快	出席停止	出席停止	登校	
発症	発熱	発熱	発熱	軽快	出席停止	登校	
発症	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	出席停止	登校

★発症日は、病院に受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状（発熱等）が始まった日です。

★発症日は0日目と考えてください。

★10日間程度を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるため、不織布マスクを着用し、高齢者などのハイリスク者との接触を控えることが推奨されています。